

鹿教保第270号
令和6年3月7日
(保健体育課扱い)

各県立学校長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について（通知）

このことについて、別添写しのとおりスポーツ庁政策課企画調整室及び地域スポーツ課から依頼がありました。

令和5年度、本県においては、日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る申請状況から、小学校で1,066件、中学校で2,492件、高等学校で1,940件（2月29日時点）の体育活動中（体育の授業、体育的行事、運動部活動等）の事故が発生しています。これは申請のあった事故全体のうち54.0パーセントになり、体育活動中における事故が多く発生している状況にあります。

については、貴校の教職員に対し、添付のスポーツ事故防止の参考資料等を活用するなどして、体育活動中（含む運動部活動）の事故防止にあらためて万全を期すよう御指導ください。

また、併せて体罰やハラスメントはいかなる場合でも許されるものではないという強い認識の下、根絶に向けた取組の徹底についても御指導くださるようお願いいたします。

連絡先

保健体育課学校体育安全係

担当：池亀・重吉・中拂

電話 099-286-5323 FAX 099-286-5671

mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※本文書の分類基準上の分類記号：「6-6-0(安全指導総括)」



事務連絡
令和6年2月22日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

スポーツ庁政策課企画調整室
地域スポーツ課

学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの
根絶について

各学校におきましては、日頃より、体育の授業、体育的行事（運動会等）及び運動部活動等の体育活動の実施に当たり、事故防止や事故の際の適切な措置等について、御配慮をいただいているところですが、依然として事故が発生していることから、引き続き事故防止対策に万全を期する必要があります。

については、各学校において下記事項及び別添の参考資料等を参考に、体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメント根絶のための取組が確実かつ適切に実施されるよう、必要な対応をお願いするとともに、学校の体育活動に関わる全ての関係者への確実な周知が行われるよう、お取り計らいをお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本件について周知いただくようお願いします。

記

1 準備運動の徹底について

怪我や事故の発生を未然に防止する観点からも、体育活動の前には、それぞれの運動に適した準備運動を入念に行うようお願いします。

2 用具等の安全確保について

授業等で使用する用具等については、日常的に点検を行うなど、安全確保に努めて

いただいているところですが、引き続き、破損や老朽化等により安全に使用できないおそれのある用具等については使用を控えるなど、適切に対処を行うとともに、用具等の正しい使用方法の徹底を図ることにより、事故の発生を未然に防ぐようお願いいたします。

また、教師が様々な工夫をしながら自作の用具等を使用する場合は、その作成や使用に当たって安全性を十分に考慮するとともに、使用前に複数の教職員による安全性の点検・確認をお願いします。

3 運動会、体育祭等で実施される組体操について

組体操における安全性の確保については、これまでも依頼してきたところですが、「組体操等による事故防止について」（平成28年3月25日付け事務連絡）及び「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）も踏まえた適切な安全対策を確実に講じられない場合には、実施を厳に控えるようお願いします。

また、安全対策については、学校の判断のみに委ねるのではなく、教育委員会等においても安全対策の内容を把握し、その妥当性や確実な実施の可能性について責任をもって確認するとともに、必要に応じて学校への指導助言をお願いします。

4 体罰やハラスメントの根絶について

体育活動中の体罰やハラスメントについては、引き続き、根絶に向けた取組の徹底が必要です。特に部活動の体罰については、社会的にも問題となっています。「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月 文部科学省）等において示しているとおり、殴る・蹴る等の行為だけでなく、社会通念や安全確保の観点から認め難い肉体的・精神的な負荷を課すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、セクシャルハラスメントと判断される言動、人格否定的な発言、特定の児童生徒への執拗過度な言動等、体罰やハラスメントはいかなる場合にも決して許されるものではありません。

学校においては、全教職員をはじめ、学校の体育活動に関わる全ての指導者に対し、体罰・ハラスメントの根絶に向けた認識の共有と、指導の徹底をお願いします。

【本件担当】

スポーツ庁政策課企画調整室学校体育指導係

電話 03-6734-2674（直通）

電子メール ski_kaku@next.go.jp

スポーツ庁地域スポーツ課学校運動部活動係

電話 03-6734-3953（直通）

電子メール tiki_sport@next.go.jp

【スポーツ事故防止（突然死、頭頸部外傷、熱中症等）の参考資料】



「スポーツ事故防止ハンドブック」
(令和2年度スポーツ庁委託事業)

令和3年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター
※ 全学校等に配布(令和3年)

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1956/Default.aspx

【骨折の事故防止の参考資料】



骨折事故防止パンフレット「なくそう! 骨折事故」
(令和3年度スポーツ庁委託事業)

令和3年10月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1978/Default.aspx

【重大事故の情報提供】

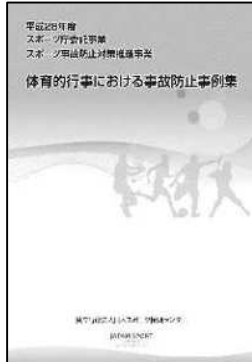


「学校安全ナビ」

令和4年度4回(3月・6月・9月・12月)発行
独立行政法人日本スポーツ振興センター
※ 全学校等に配布

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/996/Default.aspx>

【組体操を含む体育的行事における事故防止に関する参考資料】



「体育的行事における事故防止事例集」

(平成28年度スポーツ庁委託事業)

平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

※ 全小学校・中学校等に配布(平成29年)

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1809/Default.aspx

【運動部活動指導の参考資料】

「運動部活動での指導のガイドライン」

平成25年5月 文部科学省 ※ 全中学校・高等学校に配布(平成25年)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406072.htm

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

令和4年12月 スポーツ庁・文化庁

https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_ori para-000026750_2.pdf

「野球等の移動式バッティングケージの転倒等による事故防止について(通知)」 事務連絡(令和5年5月30日) スポーツ庁地域スポーツ課

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1419028_00008.htm